

うっかり失効

令和5年6月19日現在

うっかり失効は、やむを得ない理由がなく運転免許の有効期限が切れ、失効した場合の手続きで、運転免許が失効した日から6か月を経過してない方が対象です。

視力、聴力等の適性試験に合格し、所定の講習等を受講すれば運転免許証が交付されます（制度上「試験扱い」になりますが、学科、技能試験は免除されます）。

申請、問い合わせ時は「うっかり失効」と伝えてください。

失効した運転免許で、自動車(一般原付)を運転すると無免許運転になります。

受験資格

奈良県在住の方（奈良県内に住民登録、一時滞在先のある方）。

受付日時（予約不要）

月曜日から金曜日 （祝日及び12月29日から1月3日を除く）

- ① 午前8時30分から午前9時まで
- ② 午後1時から午後1時30分まで

受付場所

奈良県橿原市葛本町120-3

奈良県警察本部交通部運転免許課（試験係）

※ 「失効受付（緑2番横）」に来場してください。

必要なもの

- 1 「本籍地」が記載された住民票 1通

※ 申請前6か月以内に発行されたもので、公印を押印しているもの。

日本国内に住民票がない方は、「下記①と②」が必要です。

- ① 「戸籍抄本」または「本籍地が記載された住民票の除票」
- ② 居住証明書（奈良県警察HP内に掲載していますが、任意様式「可」）

※ 証明者が、家族の場合のみ

住所地在記載された身分証明書のコピー

が必要です。

外国籍の方は、

住民票に国籍等を記載し在留カードの提示

をお願いします。

- 2 失効した運転免許証
- 3 証明写真 1枚（写真は、申請書2枚目に貼付します）
※ 受験申請前6か月以内に撮影されたもので、サイズは縦3センチ×横2.4センチ。
- 4 更新通知はがき（紛失・ハガキ未着等は不要です）
- 5 講習等受講証明書（高齢者講習、認知機能検査、運転技能検査等の対象者）
- 6 筆記用具（黒色ボールペン）
- 7 眼鏡等（視力（聴力）が、基準値以下の方は、眼鏡や補聴器等が必要です）

手数料

- 1 申請手数料
一免許種別につき 1,900円
※ 例 普通のみ申請 1,900円 普通と普自二の申請 3,800円
- 2 講習手数料
一般運転者講習（60分） 800円
違反運転者講習及び初回更新者講習（120分） 1,350円
- 3 交付手数料（合格（交付）時に必要）
2,050円（免許種別の追加は、一免許種別につき +200円）
※ 例 普通のみ交付 2,050円 普通と普自二の交付 2,250円

例	申請	普通 + 普自二	= 3,800円
	講習	違反運転者講習	= 1,350円
	交付	普通 + 普自二	= 2,250円

計 7,400円

運転免許の失効後6か月を超え1年以内の場合

- うっかり失効後「6か月を超え1年以内」の方は、
大型、中型、準中型、普通免許保有者
に限り、適性試験に合格すれば「仮免許証」を交付することが出来ます。
※ 前記免許種別を複数保有している方は、いずれか一つを選択してください。
二種・大特・けん引・自動二輪・原付等は、仮免許制度がない為、申請でき
ません（免許制度に基づいて、取り直し）。

参考事項

- 1 うっかり失効で手続きした場合、運転免許経歴は引き継がれません。
- 2 優良（ゴールド・講習30分）更新通知を受けていた方は、一般（ブルー・講習60分）運転免許証が交付されます。
- 3 書類不備、所定の講習未受講等が判明した場合は、運転免許証を交付できません。
- 4 本籍、住所等の記載事項に変更がある場合は、申し出てください。
- 5 再試験、若年運転者講習該当者等は、この試験に関する一部免除適用を受けることができません。
- 6 失効した運転免許証を紛失した方は、事前連絡をお願いします。

申請(失効窓口) → 適正試験(視力) → 講習 → 運転免許証交付

※ 高齢者講習等を受講されている方は、適性試験合格後→運転免許証交付

奈良県警察本部交通部運転免許課（試験係） 0744-25-5224